

## ○建設リサイクル法に関する一斉パトロールの実施報告

(件数)

		令和4年6月	令和4年10月	令和5年6月
確認を行った現場数	建築物の解体工事	537	512	571
	建築物の新築工事	12	48	23
	建築物の修繕・模様替等工事	1	0	7
	土木工事等	11	2	12
	パトロール現場数合計	561	562	613
当該月の対象建設工事届出件数 (届出件数に対するパトロール件数の割合)		2,325 (24%)	2,429 (23%)	2,463 (25%)
確認を行った現場のうち、無届出工事の現場数	建築物の解体工事のうち無届出工事	2	1	0
	建築物の新築工事のうち無届出工事	0	0	0
	建築物の修繕・模様替等工事のうち無届出工事	1	0	0
	土木工事等のうち無届出工事	0	0	0
	無届出工事合計	3	1	0
法第14条に基づく助言※1		9	1	17
法第14条に基づく勧告※1		0	0	0
法第15条に基づく命令※2		0	0	0
法第19条に基づく助言※3		0	0	0
法第19条に基づく勧告※3		0	0	0
法第20条に基づく命令※4		0	0	0
法第42条第1項に基づく報告の徴収※5		2	2	0
法第42条第2項に基づく報告の徴収※6		0	0	0
法第43条第1項に基づく立入検査※7		124	84	134
法に基づかない任意で行った聞き取り調査・指導など※8		164	163	145
指導等を行った総数		299	250	296
大気汚染防止法、環境確保条例等に基づく指導※9		125	125	127
フロン排出抑制法の違反※10		0	0	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導等※11		16	9	10
パトロール延べ人数(人・時間)※12		626	696	686

※1:分別解体等の適正な実施を確保するために行うもの

(例)届け出た工法によらず、分別が適正に行われない工法により行われている場合

※2:助言・勧告に従わないときには第15条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※3:再資源化等の適正な実施を確保するために行うもの

(例)木くずを焼却処分するなど再資源化を行わなかった場合や石綿の適切な処理が行われていなかった場合

※4:助言・勧告に従わないときには第20条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※5:分別解体等の実施の状況に関し報告を徴収するもの

※6:再資源化等の実施の状況に関し報告を徴収するもの

※7:分別解体、再資源化等の実施を確保するため立入検査するもの

(例)受注者の営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する。

※8:助言・勧告の対象に至らない軽微な事項や他法令違反の場合等に行うもの

(例)法の施行規則どおりに施工されているが、仮置きされた建設資材廃棄物が一部混ざり合っている場合などに行う。

※9:石綿を含有する建築材料の事前調査結果等の掲示、行政報告(令和4年度から義務化)、記録の写しの備置きの不備等

※10:フロン排出抑制法の行程管理制度に基づく処理違反の場合等(東京都のみに立入権限有)

※11:元請けにおける産業廃棄物管理票の不交付、産業廃棄物収集運搬業者における許可証の写しの不携帯、車両表示義務違反等

※12:パトロール延べ人数=人数×パトロール時間